

# ほっかいどうけんこう し か ほけん 「北海道健康づくり・歯科保健8020」

## すいしんじょうれい かしょう ようこう あん 推進条例(仮称)要綱(案)

ほっかいどうぎかいじみんとく どうみんかいぎ  
北海道議会自民党・道民会議  
ほけんふくしぶん やていあんじょうれいけんきゅうかい  
保健福祉分野提案条例研究会

### じょうれいせいいてい しゅし 条例制定の趣旨

は こうくう しんたいきかん いちぶ せつしよくそしゃくえんげ はつおん ひょうじょう  
歯・口腔は、身体器官の一部であり、摂食咀嚼嚥下、発音や表情づ  
くりなど、その機能は人が生きていくうえで大きな役割を果たしている。  
きんねん こうくう けんこう ぜんしん けんこう そうご かんけい けんきゅう すす  
近年、口腔の健康と全身の健康との相互の関係について研究が進められ、  
こうれいしゃ こうくう ごえんせいはいえん よぼう ししゅうびょう にんぶ  
高齢者への口腔ケアが誤嚥性肺炎の予防になること、歯周病が妊婦に  
えいきょう およ ししゅうびょう とうようびょう じゅんかんきしつかん あいだ かんけい  
影響を及ぼすこと、歯周病と糖尿病や循環器疾患との間に関係が  
みられること、また、8020達成者は医科医療費が低いことなどが明ら  
かとなっているが、これらの認知は十分でない。道民の歯科疾患の有  
びょうりつ さいじ ばすう れいと ぜんこく い いち にゅうようじ じどう  
病率は、12歳児のむし歯数を例にとると全国43位に位置し乳幼児・児童  
せいと せいじん こうれいしゃ ぜんせだい いちじる たか すべ  
生徒・成人・高齢者の全世代にわたって著しく高く、全て  
どうみん しんしん けんこう あんしん く  
の道民が心身ともに健康で安心して暮らしていけるよう  
どうみん そうい じょうれい せいいてい どうみん けんこうぞうしん し  
道民の総意としてこの条例を制定し、道民の健康増進に資  
すること。



### じょうれい しさくてんかい はしら 条例の施策展開の柱

どうみん そうい しょうがい つう は こうくう けんこう ぜんしん けんこう  
道民の総意として生涯を通じた歯・口腔の健康と全身の健康づくり

し か ほけん どう しちょうそん かんけいだんたい れんけい はか  
歯科保健サービスについて道、市町村、関係団体との連携を図る  
しんき ほっかいどう し か ほけん すいしんけいかく さくてい しちょうそん し か ほけん じっしけいかく  
新規に北海道歯科保健推進計画の策定と市町村の歯科保健実施計画  
さくてい む しえん  
策定へ向けての支援

じょうれい こうせい  
条例の構成

じょうれいぜんたい つうそくてきじこう きてい  
条例全体の通則的事項を規定

もくてき  
(1) 目的

じょうれい は こうくう けんこう どうみん けんこうすいじゅん い じ こうじょう  
この条例は、歯・口腔の健康づくりが道民の健康水準の維持向上  
は やくわり じゅうようせい かんが どうみん しょうがい つう は こうくう けんこう  
に果たす役割の重要性に鑑み、道民の生涯を通じた歯・口腔の健康  
づくりに関する対策を総合的かつ効果的に推進することにより、道民  
かん たいさく そうごうてき こうかてき すいしん どうみん  
の健康水準を向上させることを目的とするものであること。

きほんりねん  
(2) 基本理念

は こうくう けんこう にんさんぶ にゅうようじ じどうせいと せいじん こうれいしゃ  
歯・口腔の健康づくりは、妊産婦から乳幼児、児童生徒、成人、高齢者、  
しょうがい かたがた かいご う かたがた すべ どうみん  
障害のある方々や介護を受ける方々など全ての道民  
す な ちいき しょうがい つう ひつよう し か  
が住み慣れた地域において生涯を通じて必要な歯科  
ほけんいりょう う かんきょう せいび  
保健医療サービスを受けられることができる環境を整備  
することを基本理念とすること。



どう しちょうそん れんけい  
(3) 道と市町村との連携

どう は こうくう けんこう すいしん しちょうそん じゅうみん みじか  
道は、歯・口腔の健康づくりの推進にあたって、市町村が住民に身近  
りようひんど たか し か ほけん いちげんてき じっし  
で利用頻度の高い歯科保健サービスを一元的に実施していることから、

しちょうそん と く たい れんけいきょうりよく  
市町村の取り組みに対し連携協力するものとする。

#### (4) 道の責務

道は、(2)に定める基本理念にのっとり、歯・口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

#### (5) 教育関係者及び保健医療福祉関係者等の役割

教育関係者及び保健医療福祉関係者等は、(2)に定める基本理念にのっとり、歯・口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、他の者の行う歯・口腔の健康づくりに関する活動との連携・協力を図るなど効果的な実施に努めるものとする。

#### (6) 事業者及び保険者の役割

- 1 事業者及び保険者は、(2)に定める基本理念を踏まえ、職域及び成人の歯・口腔の健康づくりを推進するため、歯科健診及び保健指導の機会の確保に努めるものとする。
- 2 この条例において「事業者及び保険者」とは、労働安全衛生法の規定により健康診断を行う事業者及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定により特定健康診査を行う健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいうものとする。

#### (7) 道民の役割

1 道民は、歯・口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 道民は、道及び市町村並びに事業者及び保険者が実施する歯・口腔の健康づくり事業に積極的に参加すること及びかかりつけ歯科医等の支援を受けること等により、自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

## 北海道歯科保健推進計画の基本的施策

### 新北海道歯科保健推進計画を策定するに当たっての基本的な考え方

1 知事は、道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「道歯科保健推進計画」という。）を定めなければならないこと。

2 道歯科保健推進計画は、道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 道歯科保健推進計画は、道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する適切な目標について定めるものとする。

4 道歯科保健推進計画は、道民のフッ化物洗口を普及し、むし歯予防対策の効果的な推進を図るため、毎年6月4日から10日までを「北海道むし歯予防フッ化物洗口強調週間」と定めること。

5 幼稚園、小学校及び中学校においてフッ化物洗口を実施する

ときには、<sup>がっこうほけんほうだい</sup> 学校保健法第2条 <sup>じょう</sup> に <sup>もと</sup> 基づく <sup>がっこうほけんあんぜんけいかく</sup> 学校保健安全計画 <sup>さだ</sup> に定めること。 <sup>ほいくしょ</sup> 保育所 <sup>どうよう</sup> においても <sup>と</sup> 同様の <sup>あつか</sup> 取り扱い <sup>と</sup> として <sup>こと</sup> すること。

6 <sup>どうし か ほけんすいしんけいかく</sup> 道歯科保健推進計画 <sup>しょうがいしゃ なんびょうかんじゃ</sup> は、 <sup>し か けんしん しんりょう</sup> 障害者、難病患者 <sup>し えん かん</sup> の <sup>じこう</sup> 歯科健診・診療 <sup>さだ</sup> の <sup>ししん</sup> 支援 <sup>さだ</sup> に関する <sup>じこう</sup> 事項 <sup>さだ</sup> について <sup>こと</sup> 定めること。

7 <sup>どうし か ほけんすいしんけいかく</sup> 道歯科保健推進計画 <sup>しちょうそん</sup> は、 <sup>し か ほけんたいさく</sup> 市町村 <sup>ごうりてき</sup> が <sup>こうかてき</sup> 歯科保健対策 <sup>じっし</sup> を <sup>し か ほけんけんこう</sup> 合理的かつ <sup>かん</sup> 効果的に <sup>かん</sup> 実施 <sup>かん</sup> できる <sup>かん</sup> よう、 <sup>かん</sup> 歯科保健健康づくり <sup>かん</sup> に関する <sup>かん</sup> ガイドライン <sup>ししん</sup> (指針) <sup>さだ</sup> を <sup>こと</sup> 定めること。

8 <sup>ちじ</sup> 知事は、 <sup>どうし か ほけんすいしんけいかく</sup> 道歯科保健推進計画 <sup>さだ</sup> を <sup>さだ</sup> 定めるときには、 <sup>し か</sup> あらかじめ <sup>し か</sup> 歯科 <sup>ほけん</sup> 保健 <sup>かん</sup> に関する <sup>がくしきけいけんしゃおよ</sup> 学識経験者 <sup>いりょうかんけいだんたい</sup> 及び <sup>いけん</sup> 医療関係団体 <sup>き</sup> の <sup>き</sup> 意見を <sup>き</sup> 聞く <sup>き</sup> とともに、 <sup>どうみんおよ</sup> 道民 <sup>しちょうそん</sup> 及び <sup>た は</sup> 市町村 <sup>こうくう</sup> その他 <sup>けんこう</sup> 歯・口腔 <sup>かん</sup> の <sup>かん</sup> 健康づくり <sup>かか</sup> に関する <sup>かか</sup> 活動 <sup>かか</sup> に関わ <sup>かか</sup> る <sup>かか</sup> 者の <sup>かか</sup> 意見を <sup>かか</sup> 反映 <sup>かか</sup> させる <sup>かか</sup> ために <sup>かか</sup> 必要な <sup>かか</sup> 措置 <sup>かか</sup> を <sup>かか</sup> 講 <sup>かか</sup> じ <sup>かか</sup> なければ <sup>かか</sup> なら <sup>かか</sup> ない <sup>かか</sup> こと。

9 <sup>ちじ</sup> 知事は、 <sup>どうし か ほけんけいかく</sup> 道歯科保健計画 <sup>さだ</sup> を <sup>さだ</sup> 定めた <sup>さだ</sup> ときは、 <sup>とう</sup> インターネット <sup>とう</sup> 等 <sup>とう</sup> そ <sup>とう</sup> の <sup>とう</sup> 他 <sup>とう</sup> 適切な <sup>とう</sup> 手段 <sup>とう</sup> を <sup>とう</sup> 用 <sup>とう</sup> いて、 <sup>とう</sup> 遅滞 <sup>とう</sup> なく <sup>とう</sup> これ <sup>とう</sup> を <sup>とう</sup> 公 <sup>とう</sup> 表 <sup>とう</sup> し <sup>とう</sup> なければ <sup>とう</sup> なら <sup>とう</sup> ない <sup>とう</sup> こと。

10 <sup>まえ</sup> 前 <sup>こう</sup> 2 <sup>きてい</sup> 項 <sup>どうし か ほけんしんけいかく</sup> の <sup>へんこう</sup> 規定 <sup>へんこう</sup> は、 <sup>へんこう</sup> 道歯科保健進計画 <sup>へんこう</sup> の <sup>へんこう</sup> 変更 <sup>へんこう</sup> に <sup>へんこう</sup> つ <sup>へんこう</sup> いて <sup>じゅんよう</sup> 準 <sup>じゅんよう</sup> 用 <sup>じゅんよう</sup> すること。



<sup>しちょうそん</sup> 市町村 <sup>し か ほけんけんこう</sup> 歯科保健健康づくり <sup>かん</sup> に関する <sup>かん</sup> **ガイドライン (指針) の基本的な考え方**

1 市町村における乳幼児から児童・生徒にわたる歯科保健健康づくりに関する施策について定めること。

2 市町村における成人、高齢者、障害者、介護を受ける方々等の歯科健診に関する施策について定めること。

3 市町村が歯科保健健康づくりに関する施策を推進する場合には、道は市町村の求めに応じ、情報の提供、技術的な助言、その他必要な支援を行うものとする。

## 財政上の措置

道は、歯科保健に関する施策を推進するため、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 議会への報告

条例の施行状況について、毎年度、議会に報告をしなければならないこと。



## 附則

この条例は、規則で定める日から施行するものとする。